

札幌コンサートホール改修工事実施設計等技術協力業務

提案説明書

令和 8 年（2026 年）10 月
札幌市都市局建築部建築保全課

目次

- 1 業務名
- 2 趣旨
- 3 用語の定義
- 4 業務の背景・目的
- 5 業務等の内容
 - (1) 技術協力業務
 - (2) 工事
- 6 契約等
 - (1) 工事の契約方式
 - (2) 本業務の選定方式
- 7 技術提案を求める項目
 - (1) ECI 方式の取り組み体制
 - (2) 技術提案内容
- 8 本プロポーザル時点の参考額
- 9 業務委託期間
- 10 参加資格要件
 - (1) 共通要件
 - (2) 単体企業
 - (3) 特定共同企業体
 - (4) 技術協力業務期間中における技術者の配置
 - (5) 施工実績
 - (6) 施工期間中における技術者の配置
- 11 手続き等
 - (1) プロポーザルの日程（予定）
 - (2) 提出を求める書類一覧及び提出時期
 - (3) 企画競争の参加に必要な書類の入手方法
 - (4) 質問書の提出について
 - (5) 参考図等（守秘義務対象資料）の貸与について
 - (6) 現地確認について
 - (7) 企画競争参加申込書等の提出について
 - (8) 技術提案書等の提出について
 - (9) 参加の辞退
- 12 技術提案の審査
 - (1) 審査の流れ
 - (2) 実施委員会の構成
 - (3) 審査方法
 - (4) 評価項目及び評価基準
 - (5) 委託の相手方の選定及び契約について
 - (6) 選定結果の通知方法
- 13 協定等の締結
 - (1) 基本協定の締結
 - (2) 設計協力協定の締結
 - (3) 優先交渉権の喪失
（特定後～技術協力業務委託契約の締結まで）
 - (4) 技術協力業務委託契約締結後の解除
 - (5) 不正行為が判明した場合の取扱い
- 14 評価についての申立て
- 15 失格事項
- 16 技術提案の著作権等に関する事項
- 17 その他留意事項
- 18 問合せ先（事務局）

1 業務名

札幌コンサートホール改修工事実施設計等技術協力業務

2 趣旨

本説明書は、「札幌コンサートホール改修工事実施設計等技術協力業務」（以下、「本業務」という）の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争（以下、「本プロポーザル」という）に関して、必要な事項を定めるものである。

3 用語の定義

本説明書及び本プロポーザルの関係書類において使用する用語の定義は、本項に定めるところによる。ただし、本項に定めのないものは、関係法令及びガイドラインの例による。

(1) 事業及び工事に関する用語

ア 本改修工事

本業務（技術協力業務）に係る実施設計の完了後に、発注者が別途発注する改修工事をいう。

イ 保全改修

建築物の長寿命化に資する修繕等をいう。主に屋上防水や外壁、外部建具などの、建物の外皮関連の改修と設備改修工事を指す。

ウ リニューアル改修

機能改善など、保全改修を除いた施設所管部局及び施設管理者の要望に基づき実施する改修工事をいう。（保全改修工事を除く）

エ バリアフリー改修

バリアフリー法及び札幌市福祉のまちづくり条例等によるバリアフリー化を目的とした改修をいう。

オ ガイドライン

「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（令和7年2月）」をいう。

カ ECI 方式

ガイドラインにおける「ECI 方式 技術協力・施工タイプ」をいう。

キ 技術協力業務

ECI 方式における技術協力業務であって、発注者の要求を的確に満たし、施工予定者の技術提案を実施設計に反映させるために行う業務をいう。

(2) 参加者及び実施体制に関する用語

ア 設計者

発注者から本改修工事に係る建築及び設備の実施設計の業務を受託した者をいう。

イ 単体企業

本プロポーザルに単独で参加する者をいう。

ウ 共同企業体（JV）

複数の建設業者が共同して工事を施工するために結成する事業組織体（Joint Venture）をいう。

エ 特定共同企業体

本プロポーザルに参加するために結成される共同企業体をいう。

オ 甲型共同企業体（共同施工方式）

構成員が出資割合に応じて資金・人員等を拠出し、一体となって共同で施工する共同企業体をいう。略称として甲型 JV とする。

カ 乙型共同企業体（分担施工方式）

- 構成員が工事を工種ごとに分担して施工する共同企業体をいう。略称として乙型 JV とする。
- (3) 選定手続に関する用語
- ア 技術提案者
本プロポーザルに参加し、技術提案書を提出した者をいう。
- イ 優先交渉権者
本プロポーザルにおける審査の結果、最も高い評価を得た者として特定された者をいう。
- ウ 次順位交渉権者
本プロポーザルにおける技術提案の審査の結果、優先交渉権者に次ぐ順位の評価を得た者をいう。
- エ 施工予定者
発注者と技術協力業務の委託契約を締結した者をいい、実施設計に技術協力し、実施設計の完了後、見積合せを経て本改修工事の工事請負契約を締結する予定の者をいう。
- オ 実施委員会
本プロポーザルにおいて、技術提案等を公平かつ公正に審査し、優先交渉権者及び次順位交渉権者を特定するために設置する委員会をいう。
- カ 四者協議会
実施設計に施工予定者の技術提案を反映させるため、発注者、設計者（建築設計者・設備設計者の二者）及び施工予定者の四者により組織する協議会をいう。
- (4) 図書及び費用に関する用語
- ア 参考図
本プロポーザルにおける検討及び見積の作成の参考に供するため、発注者が配布する設計図をいう。なお、参考図は本プロポーザルの公示までに作成した設計図であり、必ずしも全ての図面が整った完全なものではなく、今後、提案内容や協議、実施設計における詳細検討の内容により変更する可能性がある。
- イ 参考内訳
本プロポーザルにおける検討及び見積の作成の参考に供するため、発注者が配布する工事項目、数量及び工事費その他これらに類する資料をいう。なお、参考内訳は本プロポーザルの公示までに作成したものであり、必ずしも全ての項目が整った完全なものではなく、今後、提案内容や協議、実施設計における詳細検討の内容により変更する可能性がある。
- ウ 参考図等
参考図及び参考内訳を総称していう。
- エ 全体工事費
本改修工事の施工に要する費用の総額（直接工事費、共通費及び消費税等相当額を含む）をいう。
- オ 全体工事費調書
施工予定者が、設計の進捗に応じて算出した全体工事費を記載し、発注者に提出する書類で、工種別の内訳を付したものをいう。
- カ 参考額
発注者が本改修工事に要する工事費の目安（品質・性能のレベルの目安）として提示する額であり、予定価格を拘束するものではない。なお、実施設計の成果を踏まえた参考額は、発注者が価格等の交渉において、別紙 2「基本協定書」による 参考見積書との比較の目安として用いる。
- キ 積算基準類
公共建築工事積算基準、公共建築工事標準単価積算基準、公共建築数量積算基準その他これらに準ずる基準の総称をいう。

4 本業務の背景・目的

札幌コンサートホールは、平成9年に開館した北海道初の音楽専用ホールであり、しゅん功から28年が経過している。設備の老朽化が進んでおり、今後も健全な施設機能を維持するには、建物の長寿命化を目的とした保全改修を実施する必要がある。当施設の保全改修は、設備の耐用年数に応じて2回に分けて実施する計画としており、その2回目を令和10年度から行う予定である。（1回目は令和2年度に実施済み）

工事にあたっては、施設を休館する予定であるが、PMF（パシフィック・ミュージック・フェスティバル）や札幌交響楽団による定期演奏会など、市民に親しまれているイベントを多く開催していることから、休館期間を可能な限り短縮し、札幌市内の文化活動への影響を最小限にすることが重要である。このため、令和7年度に「札幌コンサートホール改修基本検討業務」を実施し、音楽ホールの特殊性、休館期間に関する条件及び工事内容を整理した。

その結果、仮設計画や施工手順等の良否が工事の実現性を大きく左右するため、設計段階から施工者のノウハウを活用した実現性の高い計画とすることが求められる。

したがって、本改修工事においてはECI方式を採用し、本業務を実施することとした。

5 業務等の内容

(1) 技術協力業務

別紙1「業務委託仕様書」のとおり。

(2) 工事

- ・ 別途配布する参考図に基づき、「保全改修」、「リニューアル改修」、「バリアフリー改修」の工事を行う。
- ・ 軸流ファン(参考図 No.5)については、納期が長いことが予想されるため、軸流ファンに係る工事は先行して実施を予定している。そのため、本改修工事は、軸流ファンに係る工事と軸流ファンに係る工事以外の工事（以下「本体工事」という。）に分割して実施を予定している。

	着手	現場施工可能期間
軸流ファンに係る工事	令和9年10月頃	令和10年11月～令和12年4月末頃
本体工事	令和10年6月頃	

(3) 設計者

建築設計：(株)ドーコン

設備設計：(株)ビーゴーイング

6 契約等

(1) 工事の契約方式

本業務及び工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（技術提案・交渉方式）における技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と本業務の契約を締結した後、仕様書等に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の随意契約の相手方として特定するものである。

工事に係る契約締結は、当該事業に係る予算が議決された場合に行うものとする。工事の予定価格は札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年条例第6号）に定める額

以上となる見込みであり、その場合、札幌市議会の議決を経た後に本契約を締結することとなる。

また、本改修工事は、工事の予定価格により、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける調達契約となる可能性がある。

本業務及び本改修工事における発注者と施工予定者（本改修工事請負契約の締結後は受注者）とのリスクの負担及び分担は、基本協定書の別表「リスク負担分担表」に定めるところによる。

(2) 本業務の選定方式

本業務の受託者は、公募型プロポーザル方式により選定する。選定手続は、第 11 以降に定めるところによる。

7 技術提案を求める項目

札幌コンサートホールは、国内有数の音響性能を有するコンサートホールであり、パイプオルガンをはじめとする楽器の保管に適した温湿度環境の維持が求められる施設である。加えて、大型機器の搬入経路が限られること、本改修工事前後でホールの音響性能の維持が求められること、休館期間内で工事を完了させる必要があることなど、施設の特性に起因する多くの制約がある。

本業務は、これらの制約がある中で確実に本改修工事を完了させることを目的に、楽器保管のための温湿度環境の保全、大型機器の搬入計画、音響性の維持、休館期間内での工程管理といった施工計画等に関して、施工予定者が有する高度かつ専門的なノウハウを実施設計に反映するものである。

技術提案は、別紙 1「業務委託仕様書」に示す業務内容及び 12(4)に定める「評価項目及び評価基準等」を踏まえ、以下の項目について提案すること。

(1) ECI 方式の取り組み体制

技術協力業務実施にあたっての業務体制(市内業者の活用など)、管理技術者又は主任技術者の実績や本業務に関わる資格等や、発注者及び設計者との具体的な協議方法について提案すること。

また、技術協力業務での検討内容や経緯など、技術協力業務から工事関係者（現場代理人、監理技術者等）への伝達、引継ぎの方法、計画について提案すること。

(2) 技術提案内容

下記の課題（ア）～（エ）について様式 12 を用いて技術提案書を作成し、技術提案を行うこと。

	技術提案内容	確認したいポイント
(ア)	コスト管理の方法 価格等の交渉を見据えた、コストの透明性やコスト増加を抑制できるコストコントロール方法について具体的に提案すること。	・ コストの算定根拠の精度 ・ 物価上昇への対応策 ・ 価格等の交渉に向けた合意形成方法 ・ その他、技術提案者独自の提案
(イ)	工程管理の方法 工事を休館期間内に確実に完了させる手法及び工程について具体的に提案すること。	・ 音響性能の維持等の施工上のリスクや制約条件への対応策 ・ 工程遅延リスクへの対応策や工程短縮に向けた機器の製作や、搬入計画

	なお、軸流ファンなど大型の設備機器は納期が長期にわたることを十分に考慮すること。	等の工夫 ・パイプオルガンのオーバーホール期間に配慮した工程設定（オーバーホール時期は工事工程を踏まえて設定が可能） ・その他、技術提案者独自の提案
(ウ)	施設内に残置される楽器への配慮 施設内に残置される楽器（パイプオルガンやピアノ等）の保管環境に対する配慮を具体的に提案すること。（参考図 No.6 楽器リストを参照すること）	・工事工程を踏まえた、楽器を保管する室の温湿度環境の維持方法 ・楽器を保管する室の温湿度等のモニタリング等の工夫 ・上記以外の工事による楽器への影響に配慮する方法 ・その他、技術提案者独自の提案
(エ)	施設周辺への安全配慮 工事中の公園利用者や周辺住民等に生じる影響やリスクを低減する手法を具体的に提案すること。	・工事による施設周辺への影響やリスクを踏まえた、安全に工事を進めるための方法 ・その他、技術提案者独自の提案

8 本プロポーザル時点の参考額

本プロポーザル時点における、本業務及び本改修工事の参考額は以下のとおり想定している（いずれも消費税等相当額を含む）

なお、本プロポーザル時点の本改修工事の参考額は、価格等の交渉における別紙 2「基本協定書」による参考見積書との比較においては用いない。

- ・ 本業務：46,063,600 円
- ・ 本改修工事：総額 8,648,000,000 円

本体工事	建築工事	7,954,000,000 円
	電気設備工事	2,809,000,000 円
	機械設備工事	2,575,000,000 円
	機械設備工事	1,588,000,000 円
	昇降機設備工事	982,000,000 円
軸流ファンに係る工事（機械設備工事）		694,000,000 円

※本改修工事の参考額は参考図等に基づき算出したものである。

上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

9 業務委託期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 10 日まで。

10 参加資格要件

本プロポーザルへ参加できる者は、以下の要件全てに該当する者に限る。

(1) 共通要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- ウ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。また、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領（平成 14 年 9 月 18 日財政局理事決裁）に基づく競争入札参加資格登録取消通知書により、札幌市競争入札参加資格に係る申請ができない期間にないこと。
- エ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
- （ア） 役員等（申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - （イ） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
 - （ウ） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - （エ） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
 - （オ） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- オ 直前 1 期の決算（事業年度に基づく決算。当該期の会計期間が 12 月に満たない場合は直前 2 期の決算）における製造、販売、請負等の実績高があること。
- カ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者でないこと。ただし、当該停止から 2 年を経過した者を除く。
- キ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- ク 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、資本関係の具体例については、札幌市の入札情報サービスに掲載している「一般競争入札の事後審査に係る Q&A」を参照すること。
- （ア） 資本関係
 - a 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
 - （イ） 人的関係

- a 一方の会社等(会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう)である場合を除く。
 - (a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - i 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ii 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - iii 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - iv 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - (b) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (c) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - (d) 組合の理事
 - (e) その他業務を執行する者であって、(a)から (d) までに掲げる者に準ずる者
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合。
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ケ 本改修工事に係る設計者との間で、本プロポーザルの公正性を損なうおそれのある資本関係又は人的関係を有していないこと。具体的には、次に掲げる者でないこと。
 - (ア) 本改修工事に係る設計者である者
 - (イ) 本改修工事に係る設計者の親会社等、子会社等、関連会社、主要な株主又は出資者に該当する者
 - (ウ) 代表権を有する役員その他経営に実質的に関与している者が、本改修工事に係る設計者の役員又は使用人を現に兼ねている者
 - (エ) その他、本改修工事に係る設計者との関係により、本プロポーザルの公平性又は競争性が阻害されるおそれがあると認められる者

(2) 単体企業

単体企業で参加する場合、以下に定める条件を満たすこと。

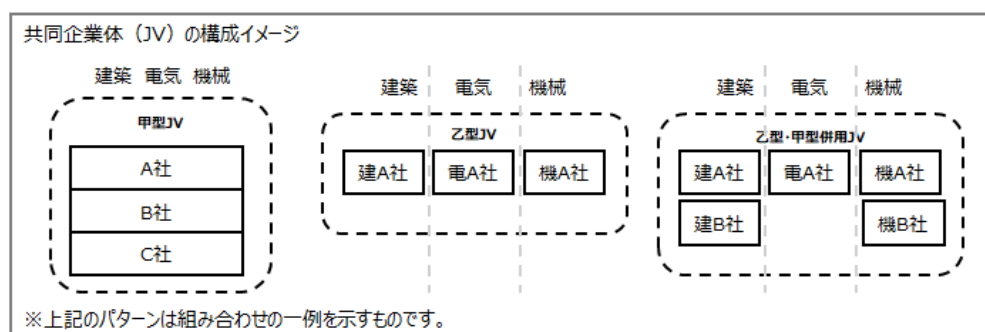
- ア 建築一式工事に係る経営事項審査の総合評定値（P 点）が 1,000 点以上であること。建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ア 特定共同企業体として本プロポーザルに参加している代表者及び構成員ではないこと。

(3) 特定共同企業体

共同企業体で参加する場合は、以下のア～カを満たすこと。

ア 甲型 JV、乙型 JV、各工種の分担を共同施工方式で実施する方式（乙型・甲型併用 JV）のいずれの方式も可とする。

イ JV の組成方法にかかわらず、代表構成員と全ての構成員を合わせて 2 者以上とする（上限



は定めない。

ウ 同一者が 2 以上の共同企業体の構成員として参加することはできない（単体企業として参加する者を含む。）。

エ 各構成員は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に基づき、自己が施工し、又は分担する工種について特定建設業の許可を受けていること。

オ 各構成員は、自己が施工し、又は分担する工種について、監理技術者又は主任技術者となることができる者が在籍していること（工事現場への専任配置は「(6)」による）。

カ 代表構成員の経営事項審査の総合評定値（P 点）は 1,000 点以上であること。ただし、代表構成員以外の P 点は問わない。

(4) 技術協力業務期間中における技術者の配置

技術協力業務において、単体企業、甲型共同企業体又は乙型共同企業体のいずれの場合においても、次の技術者を配置すること。

ア 配置する技術者及び資格要件は以下の通り。

配置する技術者	資格要件 下記のいずれかを有する者	担当業務
管理技術者	- 一級建築士 1 級建築施工管理技士	技術協力業務全体の統括、発注者との協議・調整窓口、建築・機械設備・電気設備各分野のとりまとめ
建築主任技術者	- 一級建築士 1 級建築施工管理技士	建築分野の技術検証及び技術提案等の技術的検討事項等のとりまとめ
機械設備主任技術者	- 設備設計一級建築士 - 建築設備士 1 級管工事施工管理技士	機械設備分野の技術検証及び技術提案等の技術的検討事項等のとりまとめ
電気設備主任技術者	- 設備設計一級建築士 - 建築設備士 1 級電気工事施工管理技士	電気設備分野の技術検証及び技術提案等の技術的検討事項等のとりまとめ

ただし、共同企業体で参加する場合、管理技術者は代表構成員に所属する者とする。

イ 兼任の可否

	管理技術者	建築主任技術者	機械設備 主任技術者	電気設備 主任技術者
管理技術者	—	可	可	可
建築主任 技術者	可	—	不可	不可
機械設備 主任技術者	可	不可	—	可
電気設備 主任技術者	可	不可	可	—

- ・ 管理技術者は、本プロポーザルへの参加を希望する者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・ 単体企業の場合、各主任技術者は一次下請け業者の社員でもよい。なお、その場合は、別紙 1「業務委託仕様書」に基づく、再委託として取り扱うこと。

(5) 施工実績

元請として、以下の施工実績を有すること。当該施工実績は、地方公共団体等の公的機関が発注したもので、平成 23 年 4 月 1 日以降に工事が完了し、引渡しが済んでいるもの（共同企業体により施工した工事で、出資比率が 20%以上であるものを含む。）であること。なお、新築工事又は改修工事のいずれでもよいものとする。また、特定共同企業体で参加する場合は、代表構成員が施工実績を 1 件以上保有すること。

- ・ 令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添二「十二 文化・交流・公益施設」のうち、第 1 類又は第 2 類の用途に該当する、延べ面積 10,000 m²以上の施設における新築、又は複数の工種を含む総合的な改修工事。

(6) 施工期間中における技術者の配置

本業務の受託者は、本業務の実施後、発注者との間で取り交わす基本協定書に基づく価格等の交渉が成立したときは、工事請負契約を締結し、本改修工事の施工者となる。この場合において、受託者は、工事請負契約の締結時に、以下の要件を満たす現場代理人並びに監理技術者又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）を工事現場に配置すること。

ア 配置する技術者及び資格要件

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び「共同企業体の在り方について（昭和 62 年建設省中建審発第 12 号）」に基づき、各技術者は工事現場ごとに専任で配置すること。

区分	担当	配置する技術者	備考
単体企業	—	現場代理人	監理技術者又は主任技術者と兼任可
		監理技術者 又は主任技術者（専任）	
甲型共同企業体	代表構成員	現場代理人（代表）	監理技術者又は主任技術者と兼任可 工事全体を代表
		監理技術者 又は主任技術者（専任）	
	各構成員	主任技術者（監理技術者でも可）	各構成員が自社の許可業種について配置
乙型共同企業体	代表構成員	現場代理人	技術者と兼任可 工事全体を代表
	建築工事企業	監理技術者 又は主任技術者（専任）	分担工事の下請額で 監理/主任を判断
	機械設備工事企業	監理技術者 又は主任技術者（専任）	同上
	電気設備工事企業	監理技術者 又は主任技術者（専任）	同上

- イ 監理技術者については、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証を有すること。
- ウ 現場代理人又は監理技術者等は、本プロポーザルへの参加を希望する者と3か月以上の直接的な雇用関係にあること。
- エ 現場代理人又は監理技術者等として配置を予定する者は、上記アの区分ごとに複数名を登録することができる。この場合、登録した全ての者について、アに定める資格要件及びウに定める雇用関係を確認できる書類（様式6及びその添付書類）を提出すること。なお、登録者数の多寡は技術提案の評価に影響しない。
- オ 前号により複数名を登録した場合、受託者は、工事請負契約の締結時までに、登録した者のうちから実際に配置する現場代理人、監理技術者等を区分ごとに1名確定し、工事着手における「現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等指定通知書」とは別に書面により発注者に通知すること。
- カ 本改修工事において配置する現場代理人、監理技術者等は、原則として、登録した者以外の者を配置することは認めない。ただし、クに掲げる事由により登録した者を配置できない場合は、発注者と協議のうえ、本項アに定める資格要件を満たし、かつ登録者と同等以上の技術力が確保される者を配置することができる。
- キ 現場代理人に資格要件は求めないが、当該工事現場に常駐し、その職務を専ら行うこと。ただし、工事が次に掲げる期間にある場合、現場代理人の常駐を要しないものとする。また、現場代理人は、常駐を要しない複数の工事を兼任できるものとする。

- (ア) 工事請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
 - (イ) 発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
 - (ウ) 工事しゅん功後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、札幌市の都合により検査が遅延した場合は、その期間も常駐を要しない）
- ク 監理技術者等の工事途中における交代は認めないが、次に掲げる事由による場合に限り、交代を認める。また、やむを得ず配置する技術者を変更する場合は、工事の継続性及び品質確保等の観点から、参加資格に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置技術者と同等以上の技術力が確保される者を配置すること。また、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とし、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置すること等の措置が講じられるように留意すること。
- (ア) 監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合
 - (イ) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
 - (ウ) 発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
 - (エ) 工事工程上技術者の交代が合理的な場合や長時間労働の是正が必要な場合等、働き方改革の観点から必要と認められる場合
- ケ 工事の特定通知後、コリンズ等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

11 手続き等

(1) プロポーザルの日程（予定）

日程は下記の通り想定しているが、特別な事情の変化等が生じた場合は、日程や審査方法等を再検討する。

技術提案の公募及び資料貸与開始	令和8年10月19日（月）	
参加申込に関する質問書・現地確認申込書提出期限	令和8年10月26日（月）	※
参加申込に関する質問回答・現地確認申込日程の連絡	令和8年10月30日（金）	
現地確認会 その1（小ホール及び周辺エリア）	令和8年11月2日（月）	
現地確認会 その2（その1以外のエリア）	令和8年11月9日（月）～ 11月11日（水）	
企画競争参加申込書及び参加資格確認書提出期限	令和8年11月9日（月）	
参加資格確認結果通知	令和8年11月16日（月）	
参考図等に関する質疑の提出期限・参考図等貸与期限	令和8年11月24日（火）	※
参考図等に関する質問への回答	令和8年12月4日（金）	
技術協力業務の実施体制、技術提案書及び想定全体工事費等の提出期限	令和9年2月1日（月）	※
審査（ヒアリング）	令和9年2月10日（水）頃	

※ 本表中の各「提出期限」（参加申込に関する質問書・現地確認申込書、参加申込書、参考図等に関する質疑、技術提案書及び想定全体工事費）は、いずれも当日の正午必着とする。

※ 現地確認会について、参加希望人数によっては確認場所を変更する場合がある。その場合は別途参加希望者に事務局より連絡を行う。

(2) 提出を求める書類一覧及び提出時期

本プロポーザルにおいて提出を求める書類及びその様式は、下表のとおりである。各書類の作成方法・部数・提出方法等の詳細は本項の以下に定めるところにより、提出時期は下表の「提出時期」欄及び「プロポーザルの日程（予定）」の表による。

区分 (提出段階)	番号	書類名	配布形式	提出時期
ア 参加申込前	様式 1	参加申込に関する質問書	word	令和 8 年 10 月 26 日（月）ま で
	様式 2-1	現地確認アンケート	word	
	様式 2-2	現地確認に関する参加者名簿	word	
イ 参加申込時	様式 3-1	企画競争参加申込書及び参加資格確認書	word	令和 8 年 11 月 9 日（月）まで
	様式 3-2	参加資格要件チェックリスト	word	
	様式 4-1、2	特定共同企業体協定書（甲型・乙型）	word	
	様式 5-1～ 4※	管理技術者及び建築・電気設備・機械設備主任技術者の保有資格等	word	
	様式 6※	監理技術者又は主任技術者への配置を予定する者の保有資格等	word	
	様式 7	企業の施工実績	word	
	様式 8	資本関係・人的関係等に関する調査	word	
ウ 参考図等の 貸与・質疑	様式 9-1	守秘義務対象資料配布申請書	word	参考図等の貸 与を受ける際 （貸与期間 令 和 8 年 10 月 19 日～令和 8 年 11 月 24 日）
	様式 9-2	守秘義務の遵守に関する誓約書	word	
	様式 10	参考図等に関する質問書	word	
エ 技術提案時	様式 11	技術協力業務の実施体制	word	令和 9 年 2 月 1 日（月）まで
	様式 12	技術提案書	word	
	様式 13-1	想定全体工事費	word	
	様式 13-2	工事費内訳明細書（参考書式）	Excel	
	様式 14-1	技術協力業務委託費	word	
	様式 14-2	技術協力業務委託費見積内訳明細書	Excel	
オ 随時	様式 15	辞退届	word	令和 9 年 1 月 29 日（金）ま で（参加を辞 退する場合）

※様式 5-1～4 及び様式 6 について

配置予定技術者と本プロポーザルへの参加を希望する者との間に、企画競争参加申込書及び参加資格確認書の提出期限日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることを

確認できる書類として、次のいずれかの写しを添付すること。複数名の候補者を挙げる場合は、全ての候補者についての写しを提出すること。

- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・ 住民税特別徴収額通知書（市区町村が発行したもの）
- ・ 健康保険被保険者資格証明書（健康保険組合が発行したもの）

いずれの書類も、雇用関係の開始日（資格取得年月日等）が確認できるものとする。確認できない場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書その他の雇用関係の開始日を確認できる書類を併せて提出すること。

なお、被保険者番号、保険者番号、報酬額その他本業務の審査に不要な個人情報は、マスキングのうえ提出すること。

※単体企業での申し込みで、各主任技術者を一次下請け業者の社員とする場合は、本プロポーザルに参加を希望する単体企業と当該一次下請け業者との契約書や覚書等の、当該一次下請け業者が本業務への参画意向が確認できる資料を添付すること。

(3) 企画競争の参加に必要な書類の入手方法

本プロポーザルへの参加に必要な書類は、「18.問合せ先（事務局）」の HP アドレスにアクセスし、必要な書類のデータをダウンロードして入手すること。

(4) 質問書の提出について

参加申込に関する質問又は参考図等に関する質問は、提出期限までに、質問書（様式 1 又は 10）を郵送、FAX 又は電子メールにより事務局へ提出すること（提出期限までに必着）。提出した場合は、その旨を電話により事務局へ連絡すること。（口頭による質問は受け付けない。）

電子メールによる提出の場合、件名は「（企業名）札幌コンサートホール改修工事実施設計等技術協力業務 質問書」とすること。また、提出データは配布する様式の Word 及び PDF とする。

質問に対する回答は、文書により質問書の提出者に随時回答の上、札幌市公式ホームページ上に掲載する。

(5) 参考図等（守秘義務対象資料）の貸与について

本プロポーザルへの参加を検討するに当たり、参考図等（守秘義務対象資料）の貸与を希望する場合は、守秘義務対象資料配布申請書・誓約書（様式 9-1、様式 9-2）に必要事項を記入の上、事務局へ持参又は電子メールにより提出すること。

ア 貸与申込期限：質問書の提出期限と同様とする（令和 8 年 10 月 26 日（月）正午）。

イ 貸与期間：令和 8 年 10 月 19 日（月）～令和 8 年 11 月 24 日（火）。

ウ 貸与方法：事務局より別途連絡する。

(6) 現地確認について

ア 発注者主催の現地確認

改修対象施設の現地確認を希望する者は、現地確認に関するアンケート及び参加者名簿（様式 2-1、2-2）に必要事項を記載のうえ、令和 8 年 10 月 26 日（月）正午までに、事務局へ郵送（簡易書留）又は電子メールにより提出すること。電子メールの場合、送付するアンケート等のデータ形式は PDF とする。

電子メールによる提出の場合、件名は「（企業名）札幌コンサートホール改修工事実施設計等技術協力業務 現地確認アンケート」とすること。提出した旨を電話により事務局へ連絡すること。

※実施日時・所要時間・人数制限等については、現地確認に関するアンケート（様式 2-1）に記載のとおりとする。

イ 個別の追加現地確認

事業者が、技術提案書提出日までの間に再び現地の確認を希望する場合、「18.問合せ先（事務局）」と調整のうえ、現地確認を行うことができる。希望する場合は、事務局まで電話で問い合わせること。

なお、施設の利用状況により、確認できる範囲が制限される場合がある。希望する確認箇所がある場合は、あらかじめ事務局に申し出ること。事務局は、当該箇所を確認できる日を調整する。

(7) 企画競争参加申込書及び参加資格確認書等の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書提出期限までに、企画競争参加申込書及び参加資格確認書（様式 3-1）並びに参加資格を確認するための書類（様式 3-2～8）を事務局へ持参、郵送（簡易書留）、電子メール又は電子データ（DVD-R の持参）により提出すること（提出期限までに必着）。提出にあたってのデータ形式は PDF とする。

電子メールによる提出の場合、件名は「（企業名）札幌コンサートホール改修工事実施設計等技術協力業務 企画競争参加申込書」とし、提出した旨を電話により事務局へ連絡すること。

なお、参加資格確認結果の通知に際し、事務局より受付番号を付与する。以降の提出書類（質問書、技術提案書、想定全体工事費等）には、当該受付番号を記載すること。

(8) 技術提案書等の提出について

技術提案書等は、技術提案書の提出期限（同一期日）までに、次のア及びイを作成し、事務局へ持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。なお、提出された書類等は返却しない。

ア 業務実施体制及び技術提案書（様式 11, 12）

(ア) 提出部数

正本 1 部、副本 7 部（計 8 部）

正本：左肩 1 カ所をホチキス留め又はテープ留めとすること

副本：一式をクリップ留め又は左上 1 か所をホチキス留めすること

DVD-R：1 枚（参加者名及び受付番号を明記すること）

(イ) 様式・体裁等

様式：業務実施体制は様式 11、技術提案は様式 12 を使用すること

用紙：業務実施体制 A4 縦（様式 11）、技術提案書 A3 横（様式 12）

枚数：業務実施体制 A4 1 枚、技術提案書 A3 3 枚以内（いずれも片面印刷とする）

文字サイズ：10 ポイント以上

なお、各課題に対する記載ページ数及び記載スペースの配分は指定しない。提案者は各課題の重要度等を踏まえ、適切に配分すること。

(ウ) 作成にあたっての注意事項

- ・ 技術提案書の作成にあたっては、評価項目及び評価基準表の「評価の視点」を十分に確認の上、具体的、かつ簡潔・明瞭に記載すること。
- ・ 技術提案により工事費の増減が生じる場合は、当該技術提案の記載箇所に効果額及びその根拠を簡潔に記載すること。工事費が増額となる提案であっても、工期の短縮等の効果が見込まれる場合は提案することができる。この場合は、増額となる金額及び短縮される工期を記載すること。なお、これらの効果額は見積（様式 13-2 及び様式 14-2）には反映させないこと。
- ・ 提案書等は左綴りとし、インデックス等は付さない。
- ・ 業務実施体制（様式 11）及び技術提案書（様式 12）には、企業名、企業ロゴ、社章、固有の商品名・工法名その他技術提案者を特定できる表示を行わないこと。表紙及び各ページには受付番号のみを記載すること。

- ・ 提案内容の説明上やむを得ず自社の固有技術等に言及する必要がある場合は、企業が特定できない表現とすること。
- ・ DVD-R には業務実施体制（様式 11）から技術協力業務委託費見積内訳明細書（様式 14-2）まで全ての PDF データを格納すること。ただし、工事費内訳書（様式 13-2）及び技術協力業務委託費見積内訳明細書（様式 14-2）についてはエクセルデータも格納すること。

イ 想定全体工事費等及び業務委託費見積（様式 13-1～14-2）

技術提案に基づき、以下の書類を提出すること。ただし、工事費の検討にあたっては、本プロポーザルの公示日時点の単価を基準とする。

- ・ 想定全体工事費（総額）：様式 13-1
- ・ 工事費内訳明細書：様式 13-2
- ・ 業務委託費見積：様式 14-1
- ・ 業務委託費見積内訳明細書：様式 14-2

ウ 工事費内訳明細書作成にあたっての留意事項

工事費内訳明細書は、技術協力業務におけるコスト管理支援及び円滑な価格交渉に活用することを目的とするものであることを踏まえ、次のとおり作成すること。

- (ア) 参考図及び参考内訳を基に作成すること。なお、昇降機設備工事については、建築工事の一部として整理してもよい。
- (イ) 工事費内訳明細書は、様式 13-2「工事費内訳明細書」を参考書式とし、参加者の任意書式により作成することができる。ただし、見積会社名およびページ番号（ページ番号／総ページ数）を、各ページのフッター部に記載すること。
- (ウ) 工事費内訳明細書に記載のある、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載すること。
- (エ) 項目を一式工事とする場合は、歩掛等の一式工事の根拠を内訳明細書に反映させる。
- (オ) 共通仮設工事・直接仮設工事については一式の計上をしないこと。
- (カ) 価格調整などの一括値引き（出精値引き）は避けること。
- (キ) 参考図等に表記されていない場合でも、本改修工事を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上、当然必要とされる内容を想定し、工事費内訳明細書に反映すること。なお、参考図等に表記されていない内容について工事費内訳明細書に記載する場合は、その旨を明記すること。
- (ク) 見積は、参考図及び参考内訳に示された仕様及び数量に基づき算定するものとし、技術提案により見込まれるコスト削減効果は反映させないこと。

(9) 参加の辞退

企画競争参加申込書の提出後、本プロポーザルを途中で辞退する者は、「辞退届」（様式 15）を令和 9 年 1 月 29 日（金）までに郵送又は持参にて事務局まで提出すること。

12 技術提案の審査

技術提案は、実施委員会の審査において、最も優れた技術提案者を選定する。評価の方法は、(4) 評価項目及び評価基準により総合的に評価する。

(1) 審査の流れ

本プロポーザルの審査は次の流れにより行う。

- ア 参加資格確認（事務局より参加資格の確認結果の通知）
- イ 審査（ヒアリングによる採点）
- ウ 優先交渉権者の特定（最低基準点以上の者のうち最高得点者）
- エ 選定結果の通知
- オ 契約の交渉及び締結

※発注者の判断により、必要に応じて想定全体工事費の内容確認を行う場合がある。

(2) 実施委員会の構成

委員長：齊藤 雅也 （札幌市立大学副学長・デザイン学部長・教授）

委員：森 傑 （北海道大学大学院工学研究院教授）

委員：菊田 弘輝 （北海道大学大学院工学研究院准教授）

委員：中田 丈晴 （札幌市都市局建築部長）

委員：齊藤 健 （札幌市都市局設備担当部長）

事務局：札幌市都市局建築部建築保全課

(3) 審査方法（ヒアリング）

- ・ 技術提案者の出席者は、管理技術者を含む最大5名までとする。
- ・ ヒアリングは、技術提案者1者当たり30分（説明20分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。なお、審査の対象者数等により、1者当たりのヒアリング時間は変わる可能性がある。
- ・ ヒアリングの場所、日時、技術提案者1者あたりのヒアリング時間等の詳細は、参加資格確認結果通知にて併せて通知する。
- ・ 説明は技術提案書に基づいて行うこととし、資料の追加配布及びプロジェクタ等の機器の使用は認めない。
- ・ 最低基準点は、総合評価点の満点（100点）の6割（60点）とし、これに満たない技術提案者は特定しない。
- ・ ヒアリングにおいては、企業名その他技術提案者を特定できる情報を述べないこと。出席者は受付番号、氏名及び役割のみを名乗ることとし、名刺の交換及び社名の入った名札等の使用は行わない。

(4) 評価項目及び評価基準

ア 評価の観点と配点

本プロポーザルの審査は、技術提案等及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づき、客観的かつ総合的に評価する。提案価格点と技術提案及び実績に基づいて総合評価を行い、その配点は次のとおりとする。

評価事項	配点	配点 合計	方法
ア.ECI方式の取り組み体制	10	10	A~Fの6段階評価
イ. 技術提案			
（ア）コスト管理の方法	20	80	A~Fの6段階評価
（イ）工程管理の方法	35		
（ウ）施設内に残置される楽器への配慮	15		
（エ）施設周辺への安全配慮	10		
ウ. 提案価格	10	10	—
合計	—	100	—

イ 技術提案評価

技術提案評価は技術提案者からの技術提案の内容について、下表に基づき A~F の 6 段階評

価とする。委員が下表に基づき評価し、各評価項目の平均点を算出する。

評価ランク	採点方法	採点目安
A	配点×1.0	・ 提案内容が極めて優れており、実現性が非常に高い提案である。
B	配点×0.8	・ 提案内容が優れており、実現性が高い提案である。
C	配点×0.6	・ 提案内容が妥当である。
D	配点×0.4	・ 提案内容が劣っている、又は実現性に乏しい。
E	配点×0.2	・ 提案内容が不十分。
F	配点×0.0	・ 提案内容の記載がない、又は課題と異なる提案である。

ウ 提案価格評価

価格の評価は、提案者より提出された様式 13-1「想定全体工事費」に記載された金額（以下「想定全体工事費」という。）を用い、下記算式により算出する見積提案率（％）に基づき、価格評価点を算出する。

なお、見積提案率は小数点第 3 位を切り捨て、小数点第 2 位まで求めることとする。

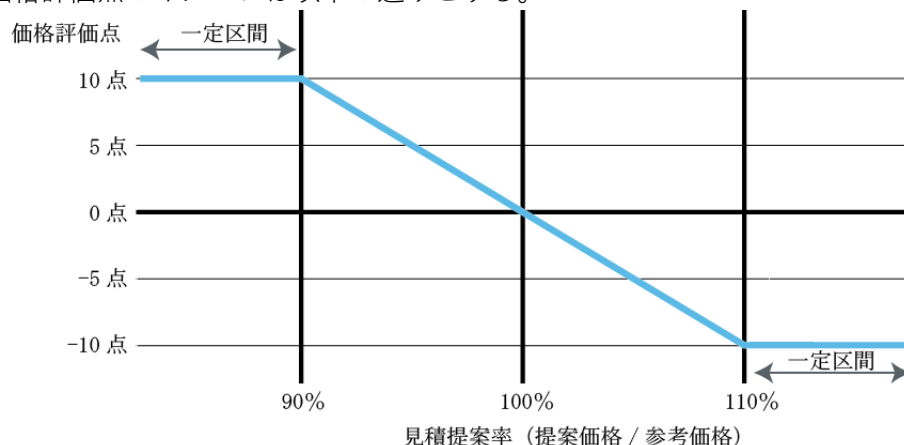
$$\text{見積提案率（％）} = (\text{想定全体工事費} / \text{工事費参考額}) \times 100$$

想定全体工事費は、本工事の施工に要する一切の費用（直接工事費、共通費及び消費税相当額を含む。）を計上すること。

見積提案率	価格評価点
見積提案率 ≤ 90%	10 点
90% < 見積提案率 ≤ 100%	【90%：10 点】と【100%：0 点】を通る直線式により算出される以下の y の値 $y = b \times (1 - x/a)$ x：（見積提案率－90） a=10 b=10（点）
100% < 見積提案率 ≤ 110%	【100%：0 点】と【110%：－10 点】を通る直線式により算出される以下の y の値 $y = -b \times (x/a)$ x：（見積提案率－100） a=10 b=10（点）
110% < 見積提案率	－10 点

（注）y：価格評価点。算定結果は小数点第 3 位を切り捨て、小数点第 2 位まで求める。

価格評価点のイメージは以下の通りとする。



【計算例】

見積提案率が 95.00% の場合： $x = (95.00 - 90.0) = 5.00$ 、 $y = 10 \times (1 - 5.00 / 10.0) = 5.00$ 点

見積提案率が 104.00% の場合： $x = (104.00 - 100.0) = 4.00$ 、 $y = -10 \times (4.00 / 10.0) = -4.00$ 点

エ 評価結果に基づく優先交渉権者の特定

- (ア) 技術評価点は、実施委員会の各委員による採点結果（委員の持ち点は各 90 点）を合算し、採点を行った委員の数で除して得た値（小数点第 2 位以下を切り捨て）とする。
- (イ) 総合評価点は、技術評価点とウにより算定した価格評価点（10 点満点）の合計（100 点満点）とする。
- (ウ) 最低基準点は総合評価点の満点の 6 割（60 点）とし、総合評価点が最低基準点に満たない技術提案者は、優先交渉権者及び次順位交渉権者として特定しない。
- (エ) 総合評価点が最低基準点以上の技術提案者のうち、総合評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (オ) 総合評価点が高点の場合は、技術評価点が高い者を上位とする。
- (カ) 技術提案者が 1 者の場合においても、当該技術提案者の総合評価点が最低基準点以上であるときは、優先交渉権者として特定する。

(5) 委託の相手方の選定及び契約について

- ・ 本業務の委託は、原則として優先交渉権者に対して行うこととし、その手続については札幌市契約規則による。ただし、優先交渉権者が「10 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合は、契約を締結しないことがある。
- ・ 優先交渉権者と契約が成立しない場合は、次順位交渉権者と契約の交渉を行う。
- ・ 企画競争の性質上、当該契約に当たり、技術提案の内容をもってそのまま契約するとは限らない。

(6) 選定結果の通知方法

選定の結果及び評価点による順位について、審査を行った技術提案者各々に対して文書により通知する。

13 協定等の締結

本業務に係る契約及び協定は、次の手順により締結する。

優先交渉権者の選定後、技術協力業務に係る見積合せを行い、技術協力業務委託契約を締結する。当該契約の締結と同時に、下記(1)の基本協定及び(2)の設計協力協定を締結する。

(1) 基本協定の締結

技術協力業務委託契約の締結と同時に、優先交渉権者は、別途発注する本改修工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定（別紙 2「基本協定書」）を締結するものとする。

なお、当該工事の価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は交渉不成立とし、次順位交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知するとともに、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業務委託契約の締結及び価格等の交渉を行う。

(2) 設計協力協定の締結

技術協力業務委託契約の締結と同時に、優先交渉権者が設計協力を行うため、発注者、設計者及び優先交渉権者の 4 者間の役割や権限に関する設計協力協定（別紙 3「設計協力協定書」）を締結し、技術協力業務を行う。

(3) 優先交渉権の喪失（特定後～技術協力業務委託契約の締結まで）

優先交渉権者が、その特定の後、技術協力業務委託契約の締結までの間に、「10.参加資格要件」に定める要件のいずれかを満たさなくなった場合は、優先交渉権を失うものとし、基本協定（別紙2「基本協定書」）及び設計協力協定（別紙3「設計協力協定書」）は締結しないものとする。

(4) 技術協力業務委託契約締結後の解除

優先交渉権者が、技術協力業務委託契約の締結後に、会社更生法による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた場合又は札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けた場合等、発注者が当該優先交渉権者との本改修工事の請負契約を締結する見込みがないと判断したときは、発注者は技術協力業務委託契約を解除することができる。この場合、優先交渉権者は優先交渉権を失い、締結された基本協定（別紙2「基本協定書」）及び設計協力協定（別紙3「設計協力協定書」）は、その効力を失うものとする。

(5) 不正行為が判明した場合の取り扱い

本業務（技術協力業務）の期間中において、優先交渉権者による談合、入札妨害その他本プロポーザル又は本改修工事の公正性を損なうおそれのある不正行為が判明した場合は、発注者は、当該優先交渉権者と本改修工事に係る工事請負契約を締結しないことがある。この場合における技術協力業務委託契約並びに基本協定（別紙2「基本協定書」）及び設計協力協定（別紙3「設計協力協定書」）の取扱いを含む詳細については、発注者との協議による。

14 評価についての申立て

技術提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

15 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (2) 本説明書に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員又は市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザル期間中に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本説明書及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

16 技術提案の著作権等に関する事項

- (1) 技術提案の著作権は各技術提案者に帰属する。
- (2) 技術提案者は、実施委員会又は発注者が次に掲げる目的のために必要と認めるときは、技術提案者を利用（書類の複製を含む。）することを許諾するものとする。この場合、発注者は、あらかじめ当該技術提案者に通知するものとする。

ア 技術提案の審査及び選定（実施委員会委員への複製・配布を含む。）

イ 選定結果及び技術提案の概要の公表

ウ 議会その他の関係機関及び市民に対する説明

エ 採用された技術提案を実施設計及び本改修工事に反映するために利用すること。この場合

において、発注者は、実施設計及び本改修工事の遂行上必要な範囲で当該技術提案を改変することができるものとし、技術提案者はこれに同意する。

- (3) 技術提案者は、実施委員会に対し、技術提案者が技術提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 技術提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、技術提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については技術提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (3) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (4) 提出された技術提案書その他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (5) 提出される書類やプロポーザルに関するヒアリングなど、業務に関連する事柄に関して、使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとする。
- (6) 施工予定者及び次順位交渉権者は令和 9・10 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録すること。登録の時期など詳細は協議による。なお、登録がなされない場合、本改修工事の工事請負契約を締結できない場合がある。
- (7) 本プロポーザルの手続きの過程において、明らかに不適切な行為が認められる場合は、該当者を本プロポーザルの手続きから除外する場合がある。

18 問合せ先（事務局）

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市都市局建築部建築保全課

TEL：011-211-2811 FAX：011-218-5142

メールアドレス： kenchiku.jigyo@city.sapporo.jp

URL：

https://www.city.sapporo.jp/toshi/kenchiku/keiyaku/proposal/r08_gijutsukyoryoku_kitara.html